

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その9）に係るヒアリング（21）

2. 日時：令和6年1月18日（木）16時00分～18時03分

3. 場所：原子力規制庁10階会議卓A（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

伊藤主任安全審査官、島村主任安全審査官、澁谷安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部 次長 他6名

保安管理部 品質保証課 マネージャー 他1名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部

施設保安管理課 主査 他2名

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所

環境技術開発センター 環境保全部 次長 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

資料1：原科研処理場（設工認：その9）の審査対応スケジュールの見直しについて（改訂）（処理場-238-1）

資料2：設工認その9に係るヒアリングコメント No. 91 回答（改訂）（処理場-238-2）

資料3：設工認その9に係るヒアリングコメント No. 92 回答（処理場-238-3）

資料4：設工認その9に係るヒアリングコメント No. 98 回答（処理場-238-4）

資料5：設工認その9に係る審査会合コメント No. 27 回答（処理場-238-5）

資料6：「放射性廃棄物処理場における設計及び工事の計画の認可申請（その9）」【第4回審査会合案】（処理場-238-6）

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、規制庁の渋谷です。
0:00:05	県の総括で、設工認に関する措置IT部を開催させていただきます。ちょっとどうぞ。
0:00:15	保安規定についても後程お答えしようと思っておりますけれども、まず会場といたしましては、後にご連絡させていただいたかと思っておりますけれども、図書理事長の、
0:00:27	審査会合は、2月の2日に開催をさせていただきます。
0:00:35	MICE保安規定の方も間に合えば、一緒にとったんですけども、少し難しいかなと、いうふうに判断しましたので、
0:00:46	大戸保安規定の方につきましては、檜垣の14日のちょっとまだ時間は定まってないんですけども、2月14日の水曜日の午後、今考えておりますので、よろしく願いします。
0:01:04	につきましては、ちょっと今日盛りだくさんになるかもしれませんつけると、もう一つ後任の方が、渋谷詰まっておりますので、松江の方のご説明から、
0:01:18	お伺いするっていう形を進めさせていただきます。では井田からご説明お願いします。
0:01:38	はい原価研処理場ですけれども、設工認その9の資料についてですけれども、それでは処理時資料の処理場の238-2から説明の方、
0:01:53	変えさせていただきたいと思うんですけどもよろしいでしょうか。
0:01:59	はい、新津です。
0:02:03	はい、それでよろしく願いいたします。
0:02:06	はい。それでは今から画面の方共有させていただきます。少々お待ちください。
0:02:32	はいそれでは資料の方を説明させていただきますと以上ヨコボリですよろしく願いいたします。
0:02:38	まず資料を処理中2382ということで、コメント回答を先にさせていただきます。
0:02:44	前回ですねコメントNo. 91番で、外部事象、外部火災によるばい煙等の影響ということでご回答させていただきましたけれども、加えて建屋以外の機能を失う可能性がある施設は存在しないかということで、
0:03:00	こちらについて追記しておりますのでこちらについて、赤字下線のところですね。
0:03:06	を中心に説明をさせていただきます。
0:03:09	まずばい煙等の二次的影響ですね、こちらについては、不安奇形に定めて運用規定または下部規定に定めることとしますけれども、
0:03:20	その旨についての設工認申請書ですね、設計仕様の方に記載をするということで、補正をさせていただきたいと考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:29	主要設計仕様の記載の案ですけども、まず一つ目がですね、敷地外で発生する外部火災において発生するばい煙等の二次的影響について、
0:03:39	建屋内の作業員が影響を受けることがないよう、直ちに処理及び建屋の換気設備を提出することを、保安規定または下部規定に定めるということ。それから二つ目がですね。
0:03:50	敷地外で発生する外部火災に、より良いとじ込み遮へい以外の安全機能、いわゆる事故時のプラント状況、状態の把握ですとか
0:04:01	緊急時対策所、重要なものに影響を受ける、そういったもの恐れがあるものについては、代替設備機器を用いることで安全機能を確保することを保安規定または下部規定に定めるということで、こちらを補正で追記をさせていただきたいと考えております。
0:04:18	具体的に次の2ページになりますけれども、建屋外敷きのうちの可能性がある以下の施設については必要な代替措置を講じるということで、
0:04:27	まず
0:04:29	交換、放射線管理施設ですね、こちらで、
0:04:33	必要な代替措置ということで、外部火災今日程景気を含みますけども、について、こちらのモニタリングポストとかですね、そういった環境放射線監視装置が使用しない。
0:04:45	使用できない場合であっても、可搬型ですね、サーベイメーターにより対応が可能ということでこういった代替措置で対応するということになります。それから竜巻に関しましても同様でございます。
0:04:59	また通信連絡設備に関しましては、外部火災ではですね、基本屋内のものを使いますし、それから外部にあるとすると一斉放送のページ
0:05:11	スピーカーですかね、そういったものがありますけども、外部火災の影響を受ける恐れはないものでございます。ただし竜巻については、使用できなくなる可能性が考えられますので、
0:05:23	ただその場合であってもですね、携帯電話固定電話等、屋内に設ける通信連絡設備が複数ございますので、そういったことで代替するということになってしてございます。
0:05:35	また消火系ですけども、基本は屋内のものなので、外部火災の影響を理由で機能喪失する恐れはないということもでございます。屋外の消火栓については、紹介沖紹介をですね期待しなくても施設の安全機能に影響を受ける恐れがないことを評価で確認をしているものでございます。
0:05:54	それから竜巻については屋内消火系行いのもので、影響を受ける恐れはないということでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:03	それから非常用照明や、避難通路、こちらですね、基本屋内位でございますので、影響する外部的な影響を受ける恐れはないということで、整理したものでございます。
0:06:15	まず、こちらの回答は以上になります。はい。規制庁、渋谷です。ご説明ありがとうございました。
0:06:23	1 ページ目の下から 3 行目の下線のところで、遮へい以外の安全機能括弧 1 エチのプラントの状態の把握、緊急時対策上重要なものという記載がありますけれども。
0:06:37	これ安全機能ってのはこれ許可で定義されてるっていうそういうことでしょうか。
0:06:44	はい症状個別はおっしゃる通りです。わかりましたありがとうございます。
0:06:50	一斉放送の外部スピーカーが、外部火災で影響がない、受けないっていうことを仰ってましたけども熱とかそういうもので、
0:07:02	割れてしまうという、壊れたり、溶けてしまったりとかそういうことはなくて、音を出す。
0:07:09	規模が維持される、そういうことでしょうか。
0:07:13	はい荘司横堀です。こちらそうですね。
0:07:17	今日館野牧場のところに設置をしてあるものでありまして、高さがあるところに設置しておりますので、そういった影響を受けずに使用することが可能と考えております。
0:07:28	はい、渋谷です。理解いたしましてありがとうございます。
0:07:34	他にこの 238-2 について、確認事項等ございますでしょうか。
0:07:41	押ししました。
0:07:43	この第 1 回す。
0:07:46	設備機器っていうのはこれあれ少し、何かもうすでに設工認、
0:07:54	済みなものもあるし、
0:07:57	何か自主設備っていうかね、そういうものもあるっていう、そう、そういうことでしょうかね。サーベイメーターとかモリ敷設工認とかない形ですね。
0:08:07	はい。
0:08:09	携帯電話固定電話、これ多分、
0:08:13	すでに、すでに何か今回、今回と一緒に、すでに物に出会ったり今回だったり
0:08:26	認可済みであったり認可を予定してるものそういうものを使うってことでよろしいでしょうか。
0:08:33	はい処理場の個別はそちらについておっしゃる通りです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:37	柳瀬砂防メーター等に関しましてはすでにファン規定にも、去年が運用するっていうものも定められておりますので、そういったものになります。また通信連絡設備はおっしゃる通りでございます。
0:08:50	作りました。
0:08:54	他にいかがでしょうか。
0:08:56	規制庁イトウです。衛藤。
0:08:59	整理いただきましてなので物によっては機能を喪失するものがありえてその場合は他の
0:09:11	手段で、大体対応するっていうことだとは理解しました。
0:09:17	ですのでこういった考え方を外部事象の適合の方針として申請書において、整理いただきの上でいただく必要があるというふうに思いましたがいかがでしょうか。
0:09:38	はい新城横堀です。はいその旨承知しました技術基準への適合性の説明のところにもですね、設計書に加えまして、記載をする。
0:09:51	ことで考えておりますので、そのように設工認申請書にもしっかり記載をして対応したいと考えております。
0:09:58	はい、衛藤規制庁イトウ承知いたしました。そういう意味では設計条件になるのかな。
0:10:06	申請書としてどう表されるのかというのはまた
0:10:11	今後、具体的に整理して示されるという理解でよろしいですか。
0:10:17	若い御説明を知るという意味ですけれども。
0:10:23	もし、今後の、今度その会御説明用として、
0:10:29	説明の今皆整理してくださいというコメントをすることになるのかなと思ってますが。
0:10:39	はい東海林横堀ですけれども、今ですね、原料をお送りしている会合をデカを使う、パワーポイントの資料の方には、
0:10:49	設計仕様とですね、それから技術基準適合性のところに、この同様の記載をしてですね。
0:10:56	というところで記載はしております。今いただいたお話は、この表の整理のような具体をしっかりと設計条件等にもお示すということ。
0:11:09	ちょっと理解しましたけれども、そこについて今ちょっとパワーポイントの方に入れておりませんので、そこについては地域をしてですね、審査会合のときに説明できるようにしたいと思います。
0:11:21	規制庁伊藤です。もしすいません誤解があったら恐縮なんですけれども。
0:11:27	この表等よりは、申請書上どうなるのかっていうイメージとしては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:36	菊田シーズン何か管理課ですすでに表現されていればそれでいいと思ってまして、もう、もし表現されてなかったら必要ではないかという意味で申し上げました。
0:11:51	で、こういったものを網羅性みたいなものを説明したものは申請書添付なんかでは必要だとは思ってますけれども。
0:12:00	それはそれでまた会合を後にですね、具体的な形で示していただければいいと思っております。
0:12:10	多分これ考え方を類型化して整理していただいたということだと思いますので、具体的に機能喪失するのはどうなのかみたいな。
0:12:21	詳細、また整理してお示しいただければと思います。
0:12:26	はい。
0:12:28	はい 荘司応力場です。
0:12:30	趣旨理解いたしましたちょっとそのように、色彩の方もですね。
0:12:34	検討しまして申請書に記載する場合の形ということでちょっと整理をしてですね、またご説明させていただきたいと思います。
0:12:44	はい。よろしく願いいたします。以上です。
0:12:48	はい。
0:12:51	いかがでしょうか。
0:12:56	はい、では次の 238-3 ですかね、お願いいたします。
0:13:03	ありがとうございます。はい。処理場の横堀です。引き続きまして 238-3 ということで、こちらコメントNo. 92 ということで、藤平井設備に関して、
0:13:15	設けていない第 3 廃棄物処理棟、こちらについての影響ということで、前回ご説明したところで少し補足説明を追記させていただきましたので、そちらを中心にご説明させていただきます。
0:13:28	まず第 3 廃棄物処理棟は、液体廃棄物を蒸発処理し、蒸発処理後の廃液をセメント固化する施設ということで、施設の簡単な概要を記載しております。
0:13:41	本設に設ける安全施設としましては、PS3 として、蒸発処理装置のポツ 1、それからセメント固化装置、
0:13:49	それから廃液貯槽ポツ 1、処理済み廃液貯槽及び発生廃棄物の保管場所というものがございます。
0:13:56	それからMS3 として建屋を設定しておりまして、安全機能として閉じ込めということで、こういったPS3NS3 の、
0:14:05	設備機器それから建屋があるということを追記をさせていただきました。
0:14:10	これらの第 3 廃棄物処理棟は外郭が鉄筋コンクリート造、で、万が一、建屋に落雷が発生した場合ですね、コンクリートの一部が損傷する、こういった可能性というのは否定できないものをですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:24	建屋内における、今ご説明したPS3の安全施設に直接的な影響はなく、建屋もです。換気設備により負圧に維持していることから、
0:14:34	施設全体として閉じ込め機能に影響する、受ける恐れはないというものでございます。また落雷によって、火災が発生した場合であってもですね、公募対象、今ご説明したPS、
0:14:46	が対象になるような設備機器、の安全施設ですねこちらの主要な構造材Eというものは、不燃性または難燃性材料で構成されているということで閉じ込め機能には影響はないということで、
0:14:59	前回口頭でご説明したようなところを、少しコメント回答として追記をさせていただいたものになります。
0:15:06	こちらの説明は以上となります。はい。規制庁渋谷です。ご説明ありがとうございました。
0:15:12	第3廃棄物については液体扱ってることですけども、可燃性のガスとか薬品とかそういうものの使用はあるんでしょうか。
0:15:24	はい処理場のヨコボリです。そういったものはございません。
0:15:28	わかりました。
0:15:32	前第3廃棄物処理棟で最も高温になるものっていうのは何でしたでしょうか。
0:15:40	1回、
0:15:45	はい。処理場のヨコボリです。こちらの安全施設で言えば蒸発処理装置ポツ1という中に蒸発管というところが、ものがありますけどもそちらが、
0:15:56	最も温度が高くなる、重機を使用して蒸発する、させるところですので、になるかと思えます。
0:16:04	はい、わかりました。ありがとうございます。
0:16:08	他に何か、この238-3について、ご質問ありますでしょうか。
0:16:24	はい。ではないようですので、次の資料の説明をお願いいたします。
0:16:29	はい処理場の横堀です。続きまして、238-4としましてコメントNo. 98、外部事象のうち、敷地内火災について第2ボイラーの重油タンクですねこちらを撤去したことに伴って、
0:16:43	評価を行っていないが敷地内を調査し必要な火災の評価を行うことということで、
0:16:49	こちらですね、ナンバーツーというかですね第2ボイラーの流動化もございませんけれども、その次のものということで、
0:16:57	原価県ですね敷地内にある中央変電所、こちらが重油タンク、というものがございますので、すいませんこちらは改めて評価をしたものを設工認申請書、補正申請の段階でちょっと追加をさせていただきたいと思っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:13	こちらのパラメーター情報はこちら記載の通りですけれども内容物として重油になりまして、容量としては 30 立米程度になってございます。
0:17:24	これはの一番ですね評価としては一番近隣、隣接する建屋間、隣接とかで建設する建物ですね、それは処理場の中ですと第 1 廃棄物処理棟になります。
0:17:36	こちら評価の結果ですけれども表面温度で外壁コンクリートのところで 51 度ということで、
0:17:44	離隔距離もですね 740 メートルほど離れておりますので、特に影響ないということを確認しましたので、改めてこちらで、
0:17:54	補正の段階ですね、敷地内火災として追加をさせていただきたいと考えております。こちらの説明は以上となります。
0:18:02	はい。規制とシブヤです。ご説明ありがとうございました。
0:18:06	前回からカバーしてる、減容処理棟のところのアンモニアのガスタンクなんですけれども、かなり距離が近いので爆発炎上したときに、この 51 度よりも、
0:18:19	行政と限定かもしれませんが、高くなるっていうそういう心配はないんでしょうか。はい処理場のヨコボリですけども、アンモニアのが数ですけども。
0:18:32	こちらですね屋外の環境にあるものでございまして、爆破Ⅱ限界というかですね濃度範囲。
0:18:42	にこれは大気中に当然屋外ですともう、すぐに拡散されますので、その限界中に入ることはないということで、影響はないというふうに考えております。
0:18:56	はいわかりました。
0:19:00	他に。
0:19:01	この 238-4 について、確認等ございますでしょうか。
0:19:07	規制庁すいませんできればこのはしご、この数字は
0:19:16	原価県内のに
0:19:21	火災とか爆発で考えられるものとしては代表全部挙げなくてもいけますか、代表的なもの。
0:19:30	を挙げていただいてその中で距離とか、容量とかを考えるとこれが、この中央演説の重油タンクが一番、
0:19:45	影響が大きいというような、
0:19:50	ふうにしていただいた方がいい。
0:19:53	いいんじゃないかと思うんですけど、あんまり、先ほどのアンモニアのガスタンクについては
0:20:00	先ほど言われたように爆発する
0:20:06	リスクはほとんどないという判断をしたというようなことでこれが一番、今ある

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:16	天下系な施設としては一番影響が大きいんだというような、資料にさせていただく方がいいんじゃないかと思えますけど、いかがでしょうか。
0:20:28	葛西処理場の木場です。承知いたしました。ちょっとそういう意味で、審査会合の資料の方にもしっかりちょっと追記をしてですね、これが代表ですということがわかるように、
0:20:39	ちょっと追記をしたいと思えます。ありがとうございます。
0:20:45	他にいかがでしょうか。
0:20:53	はい。では次の資料のご説明は、
0:20:56	渡邊さん。
0:20:59	はい。では次の資料のご説明をお願いいたします。
0:21:13	ええと処理場ヨコボリスズキ 238 年後ですけども、こちらのちょっと外部事象のお話とちょっと少し違うところなんですけども、審査会合でいただいたコメントで今回ちょっと回答とし、しております。
0:21:27	コメントNo. 27 番ですけども。
0:21:30	雪に封入することが著しく困難な大型廃棄物の、火災防護についてですね、どういったものがどれだけの量あってどこに保管しているかということ。
0:21:40	それから火災防護の措置について具体的に説明することということで、ご質問いただいたものになります。
0:21:48	こちらですけども処理場の保管廃棄施設において、現時点ではですね、火災防護が必要となるような、その容器に封入することが著しく困難な大型廃棄物というのがじゃございません。
0:22:00	一方ですね、過去にはですね、汚染拡大防止の観点から紙製の養生シートで表面を売った大型廃棄物ですとか、フィルターですね、そういったものについて、船シートで覆った状態で、
0:22:14	保管廃棄施設ポツうに保管廃棄を行って行っていました。
0:22:18	こちらにつきましては、
0:22:20	平成 24 年度までに解体分別保管棟に搬入しましてそちらで解体処理済みということで、現在はそういったものなくですね構成容器に詰め替えがなされているものでございます。
0:22:33	近年ですね、可燃性の養生シートで覆った大型廃棄物というものは、まず発生してございまして、またフィルターに関しましても、都度ですね、まだ他廃棄施設一旦保管する、せずにですね、都度解体分別保管棟の方で、
0:22:48	経理処理を行って、容器に封入しない、おりますので、容器に封入しない状態で、原料ですね保管廃棄しているものはないという状況です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:59	ただし今後ですね、容器に封入することが著しく困難な大型廃棄物、そういったものが発生する可能性もございますので、そういった場合にはですねフリーシートで隙間なく措置を行うこととするということで、
0:23:14	過去にちょっとして、実例がありましたけれども、現在は処理を全部済ませておりました、現状はそういったものがない状態でございます。回答は以上になります。
0:23:27	はい、規制庁シブヤ月ご説明ありがとうございました。
0:23:32	ちょっと写真を見てみたかったですけどこの十年間ぐらいはもうそういうものがないというそういう理解でよろしいでしょうか。
0:23:39	はい症状のヨコボリつおっしゃる通りです大きくは主にやっぱりフィルター系が多いんですけれども、5項のところはずっと他廃棄施設に一旦保管廃棄してですねそこから取り出してということではなくて、
0:23:52	直接処理ができる設備に搬入をしてですね、そこで処理をして、容器に入れてから保管廃棄するという流れにちょっと今なってますので、発生はしてない状況です。
0:24:04	わかりました。ひょっとしたら、今後はそういうふうシートを使うケースがあるかもしれないけれども、もしあったとしてもそれは一時的な措置であって、最終的には、若井大雪等で小さくして処理するっていうそういう理解でよろしいでしょう。
0:24:24	はい。処理場の横堀です。おっしゃる通りです。
0:24:27	わかりました。今後のところはもしそういう可能性あるけども、つくばな措置を行う。
0:24:36	そしてそれは何か、一時的なものですみたいななんかそういうことを付け加えていただいでよろしいでしょうか。
0:24:45	はい。庄野栗栖承知いたしました。その旨追記させていただきます。
0:24:49	はい。よろしく願いいたします。
0:24:52	他に 238-5 について、コメント等ございますでしょうか。
0:25:02	はい。じゃあ他にスライド 238-6 ぐらい出し方がありましたら、お願いいたします。
0:25:12	はい賞状の小堀です。それでは宮木 38 の応力ということで、パワーポイントの資料についてご説明させていただきます。こちらの資料ですね一度 235-1 ということで、
0:25:25	ご説明をしておりますので、そちらについてコメントいただいた部分の回答を踏まえて修正したところが黄色のハッチングをしておりますので、まずそちらを中心にご説明をさせていただきたいと思えます。
0:25:39	まずページですけども、めくっていただきまして 10 ページになります。
0:25:47	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:50	こちらの外部事象影響に係る基本方針ということで、こちらにですねまず整理を するさせていただきました。まず評価が必要な事象ということで、こちらのフローの形 で少し整理を再整理をさせていただきました。
0:26:06	で、まず前回ご説明をさせていただきました、五条評価の段階ですね、機構とし ての外的事象の評価手法等に係る基本的な考え方というのをお示してありまし て、
0:26:19	その旨をここに追記をさせていただいて参考資料としての一番後ろにつけてあり ますけども、それに基づいて以下の通り対応ということで、まず左側の外部火災に つきましては、
0:26:31	まず安全上重要な施設の有無ということで5ミリを超えるか超えないかというよう なところから処理場にはそういったものがございませんので、なしと、赤のラインに なります。そのあとに熱的影響の評価をする、瑕疵ないかということで、
0:26:46	相場しない場合にはですね、
0:26:49	消火活動等を代替としてですね評価の代替として消火活動等をするというようなこ とにすることも可能ということに、この考え方としてはしておりますけども。
0:27:02	処理場としては、熱影響評価をするという方ことで、ガイドに基づいて評価を行っ ているものでございます。評価の結果ですね外壁等の許容温度を超えるか超えな いかということでこういうものについては対策不要というふうにしております。
0:27:18	一部超えるものがございませぬけれどもそちらについては、内部火災に至るか至ら ないかということで確認を行いまして、内部火災に至らないことを確認しております というような、
0:27:30	フローで整理をさせていただいております。対策不要としますけども、こちらにつ いては、離隔距離を確保するための樹木管理ですね、こういったものを保安規定 に定めて行いますので、
0:27:43	そういったことを少し脚注に記載をしております。
0:27:47	続いて右側の竜巻ですけども、こちらですね同様に安全上重要な施設の有無と いうことで、処理、それによりますね、想定する竜巻が変わってきますので、
0:27:57	処理場については、こちらのですね、過去の記録等を踏まえた、最も大きい竜巻 で不安竜巻を選定すると想定するということになります。
0:28:07	それを踏まえてガイドで評価を、に基づいて評価を行いまして、結局かつ安全機 能への影響の有無。
0:28:16	ということで影響があるものをこちらは壁に激突したりしてですね。
0:28:21	閉じ込めの影響。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:24	があるようなもの、こういったものの飛来物に対しては重量から固縛、それから、材質変更等の措置ですね、を実施するということになります。影響がないものは、対策が不要ということで、
0:28:37	このような形で整理した形のフローをこちらで新たに作成をして、追加をしてございます。続きまして 11 ページですけれども。
0:28:48	こちらの評価が不要な事象、についてのところでこちらはコメント等も踏まえまして、少し記載の充実を図ったものでございます。
0:28:58	まず落雷につきましては、
0:29:00	建築基準法に従いまして高さ 20 メートルを超える施設ということで、こちら記載のですね、第 1 処理と第二種イトウ解体分別保管と減容処理棟と、
0:29:09	こちらを明確に記載をさせていただきました。なお書きになりますけれども、先ほどご説明した通り、平井設備を設けない施設、第 3 廃棄物処理棟ですけれども。
0:29:21	こちら改革を鉄筋コンクリート造とし、施設内における安全施設の主要材料を不燃性または難燃性材料で構成することで、落雷により安全機能に影響を受けない設計とするということで、
0:29:33	脚注のほうに、※1 として、サージ電流でも、処理は自然に沈静化するというところで閉じ込め機能に影響はないということを次、記載をしてございます。
0:29:46	それから有毒ガスのところですね、こちらについては、万が一の漏えいに備えまして、有毒ガスを使用する室にはガス漏れ検知器を配置ということで、
0:29:58	括弧書きですね、ガス漏れ検知器については森谷ガスの燃焼範囲より十分小さい濃度で警報発報ということでこちら※2として、前回ご説明をさせていただきました。
0:30:10	認証範囲ですね、こちらに対して、25ppmということで、十分小さい値で警報を発表するという旨を追記してございます。
0:30:20	また建屋の方が処理運転中常時関係していてまた、室内の雰囲気希釈されて廃棄されるので、
0:30:28	この濃度範囲ですね、燃焼範囲に入る可能性は極めて小さいということもこちら追記をしてございます。
0:30:34	また有毒ガスの供給元は建屋の外に設置ということでこちらは脚注※の 3 としまして、屋外ですね、漏えいが発生した場合、先ほどご説明させていただいた通り、
0:30:46	屋外環境にですね直ちに拡散されますので、爆発等の可能性はなく安全機能への影響はないということでこちらに記載を、地域をさせていただいております。
0:30:56	続きまして 12 ページになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:00	こちらのコメントいただいた中で、窓ガラスがある施設に対してのところなんですけども、まず森林火災のところにつきましてはなお書きで追記をさせていただいております。
0:31:11	まず森林火災については森林等を面せず、その受熱面ですね、こちらの方向が決まっております、基本的に受熱面に窓がないということですので、熱的な影響により安全機能を受ける恐れはないということで、
0:31:27	こちらまず、この評価結果のところ、追記をさせていただきます。
0:31:32	それから 12 ページから 13 ページですね、こちら森林火災の評価方法や基準を示したところになりますけども、こちらはコンクリートの外壁の評価とか、構成物の評価のところ、※1※2 とを付けさせていただきます、
0:31:49	コンクリートの分の熱的影響評価についてはこのふたばないものとして評価をしているということを追記しております。
0:31:57	それから構成部材については熱源に最も近い位置に垂直に設置してあるものとして評価をしているということで、その考え方を少し補足する形で追記をしております。
0:32:08	それからこの図のですね、
0:32:11	答礼保管廃棄施設、ポツM1 の後ろに※3 と付けさせていただきますこれは前回、
0:32:17	質問回答で、立山式とか横穴のものについても評価箇所を明確にするということで、こちらの前回ご説明したものをです、ちょっと割愛をしますが参考資料にその旨もおつけしております。
0:32:32	それから 14 ページですけども、こちらの森林火災の評価の条件のところ、風速のところですね、最大風速 18.5 メーター/sec で評価をしておりますけども、
0:32:44	許可段階との間違いとかですかですね、がわかるようにということで、許可段階では 17.5 メーター/sec ということでそれを使って今最新のものということで、数値が変わっているということがわかるように、
0:32:58	追記をさせていただきます。
0:33:00	続いて 15 ページでございます。こちらはコンクリートのですね、いく操作で 20 を超える一部のですね、これをNa他廃棄施設のN1m位。
0:33:12	それから特定廃棄物の保管場所の、照射試料用とかですね、そういったところですけども、こちらの 20 を超える半地下ピット式の保管廃棄施設。
0:33:23	これも前回ご説明した通り地上から本当に若干立ち上がってる部分の評価をしております、遮へい機能を期待するものではない場所ではないですということで、
0:33:33	そちらもこちらの資料には追記をさせていただきます。続いて 16 ページになります。
0:33:43	16 ページが近隣の産業施設等の火災爆発というところで、こちらにつきましては、まず上のですね評価概要のところ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:54	一部ちょうどこすみません抜けがあったので、そこも踏まえて書き方を少し修正 火災と爆発を分けて記載をしております、その中で敷地内の代表的な施設であ る中央変電所の重油タンクですね、こちらを追加をさせていただきます。
0:34:11	それからちょっと前回抜けてしまっており申し訳ありませんでした外科系の敷地外 半径 10 キロ以内に存在する日立LNG基地ですね、こちらを大鹿地域してこちら 爆発の評価ということで記載を明確化しております。
0:34:26	それから評価の方針のところ、中央変電所の重油タンクですね、こちらを追加し ておりますのでそちらを記載させていただきます。
0:34:34	また評価の結果のところですけども、なお書きで境界となる、外壁にまず施設がご ざいますけども、この敷地内外のところにつきましては離隔距離が十分確保され ておりますので、
0:34:47	熱的な影響をにより安全機能に影響を受ける恐れはないということを追記してご ざいます。またちょっと爆発に対する評価結果の記載が抜けておりましたので、
0:34:58	爆発についてもですね、危険限界距離が離隔距離を下回ることから影響なしとい うことで、追記をさせていただきます。
0:35:07	続きまして、17 ページは特段考え方として変更したところはございません。18 ペ ージですけどもこちらの評価の条件としまして、まず両括弧の二番のところ、敷地外 の爆発で、
0:35:23	LNGタンクのところですけども、こちら※1 を振らせていただきましてこれは許可の 時には、1 基分で評価をしておりましたけれども、現在は増設されているというこ とがわかるように、
0:35:34	JUKIIに記載を追加しております。
0:35:37	それから両括弧 4 として敷地内の火災ということで、中央変電所の重油タンクの 件を、
0:35:44	容量と離隔距離、こちらの追加をさせていただいております。
0:35:50	続いて 19 ページが結果になりますけれども、こちらですね評価の結果を追加をし て表面温度 51 度ということで影響ないことを確認したということで、
0:36:01	こちら追記をさせていただきます。
0:36:04	続きまして 20 ページが航空機落下による火災になります。航空機落下による火 災につきましては、ガス面の温度評価こちら航空機落下の場合には、
0:36:15	例えば全体を円で囲ってというかですねその範囲になりますので、方向が決まっ ておりませんので、開発への影響ということで、窓ガラスへの評価を追加してお ります。結果としましては、
0:36:29	五十嵐の最高使用温度を下回るということで影響ないことを確認してございま す。
0:36:33	そちらについて 21 ページの評価結果の判断基準のところですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:39	田崎のところを評価対象施設の管理区域との境界に窓がある施設については、窓ガラスの表面温度がガラスの最高使用温度 380 度を下回ることということで評価条件。
0:36:52	判断基準に追記をさせていただいております。
0:36:55	これらの結果評価結果ですけども 24 ページ。
0:36:59	ここまでちょっと飛びますけども、24 ページで、評価結果をですね、コンクリート外壁のところ、括弧書きでガラス窓ということで、温度、
0:37:10	記載を指す地域をさせていただきます。該当する管理区域の境界に窓バスがある施設というのがこのダイイチ処理東大にすると第 3 処理棟の三つになりますので、
0:37:21	こちらの近江評価を対象ということで評価をした結果を示しております。
0:37:26	どちらも最高使用温度は十分下回る温度ということで確認しております。
0:37:32	それから 25 ページにも同様にですね、有視界飛行、それから自衛隊関係の訓練。
0:37:40	区域外を飛行中のものに対しても同様にガラス窓の評価を実施して、提供がないことを確認してございます。
0:37:48	26 ページも同様にですね、こちらの自衛隊または米軍機ですね、基地と訓練、区域間の往復時の評価ということでこちらも、
0:38:00	評価をして影響がないことを確認してございます。
0:38:06	続きまして 27 ページになります。市航空機落下と森林火災の重畳事象についてですけども、評価結果のところ、ちょっとなお書きをさせていただきました。
0:38:17	こちらの森林火災、航空機落下の重畳ということで、先ほどご説明した通り森林に面するガス面がございませんので、
0:38:27	結果的に頂上としてもこのガラスの評価については航空機落下の評価と同じになりますので、こちらは対象外ということでこちらに記載をさせていただいております。
0:38:40	まず以上がですね、都市外部火災についての地域事項になります。で、竜巻に移る前にですね、衛藤参考資料の方で、外部事象、火災についての、
0:38:53	請求したところがありますので、そちらをちょっと先にご説明させていただきます。ちょっと資料飛びますけれども 100 ページ。
0:39:04	になります。まず保安規定に定めるところということで、こちらですね、森林火災上から三つ目の括弧のところ森林火災のところ、
0:39:15	先ほど回答でご説明をさせていただいたばい煙等の二次的影響について、保安規定にしっかり定めますということを追記してます。
0:39:25	それから

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:27	その建屋、とじ込み機能とか、遮へい機能以外の安全機能のところですねこちらも先ほどの通り、代替設備機器を用いることで安全機能を確保するというところでこういった旨も保安規定の方にしっかりと、
0:39:40	記載をすることで考えてございます。
0:39:47	はい。まずですねし、外部事象の火災のところ以上になります。引き続き竜巻の方も説明してしまってよろしいでしょうか。
0:39:57	はい、じゃあ一般火災サンプル質問等ありましたらお願いいたします。
0:40:10	諏訪シマムラさんすいません処理のヨコボリですけども、引き続き竜巻も説明してしまってよろしいでしょうか。すいません。2 となってましてごめんなさい。
0:40:20	河西で質問させていただきます。承知しました、規制庁嶋村です。73 ページとかいろいろなところにあるんですけど。
0:40:33	評価対象施設の表面温度が許容温度の回る場合は内部火災に至らないことで、
0:40:45	いうことで許可にも書いてある。
0:40:49	向こうないですけど、実際
0:40:56	この外部事象に対してこの安全機能を知らない。
0:41:00	ていうのが、多分要求、
0:41:04	なってくるかと思うんですけど、この内部火災に至らないということだけを、
0:41:12	言えばその安全機能には影響ないというふうにいえるんでしょうか。
0:41:22	経営と処理場のヨコボリです。そうですねこちらの廃棄物については、基本構成の容器等に含まれております。そういった中で、内部火災、要は保管廃棄しているもので、
0:41:34	発火元となるようなものをですね容器に入っておりますけどもそういったものの発火点を超えてですね、内部で火災が発生してしまった場合には当然閉じ込め機能を喪失することになりかねないということでございますけれども。
0:41:50	ですので内部火災に至らないことを確認できればですね、容器に封入された設置された状態のまま維持されますので、とじ込み機能として影響を受けることはないということでございます。
0:42:04	はい、規制庁すいません。例えばこのAと。
0:42:08	建屋式のバーい。
0:42:13	とか、20 度を超えてたところがあった建屋しかない。
0:42:23	あ、例えば廃棄物保管棟とかですね。
0:42:28	15 ページ、森林火災だけだとか、廃棄物保管等、
0:42:37	とかですね、それから譲受になるんですね。
0:42:47	加古教授。
0:43:11	重畳になる。鳥井と例えば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:18	第 2 処理棟とか、若干、217 と、それから、
0:43:24	建屋式でも若干超えるところがあるんですけどこういうところは
0:43:30	例えば
0:43:33	ンクリートの外へ聞い
0:43:37	は、200 度を超えて、
0:43:42	こうやっても建屋が何ていうんすかね。
0:43:46	崩壊しないとかですかね、そういった何か検討というのはされてますでしょうか。
0:43:55	対処理場のヨコボリですけどもこちらについてもですね前回ご説明させていただいた保管背景設置と同様と考えておりました、厚みがかかなり建屋の外壁ですのでございます。5 ミリ内側の温度をこちら示しておりますけども、
0:44:10	熱の影響評価ですね伝播していく評価の中で、5 ミリ、内側になった段階で 0 度を、程度まで十分下がっていくということですので、
0:44:23	構造上全体としてですね、建屋の構造上をそれほど大きな影響を受けるものではないというふうに考えてございます。
0:44:34	規制庁しますこれは、この 13 ページの図は特にこの屋外の保管廃棄施設だけではなくてその建屋も、
0:44:47	同じ考えが使えると、そういうことですか。
0:44:52	はい城野横堀です。おっしゃる通りです。コンクリートの評価については同様の評価を行っております。
0:45:08	はい。
0:45:16	形として、まだそうすると説明としては、一番壁の外側のごみの数字に、和気矢野。
0:45:26	強度とか、放射線の写真、遮へいとか、
0:45:30	期待しなくても、
0:45:34	あは大丈夫というか問題を生じないっていうそういう、
0:45:38	説明になるんでしょうかね。
0:45:42	はい処理場の横江笹生ですねそこはおっしゃる通りですので、少しその辺、建屋式も含めて、明確に読めるようにちょっと記載は工夫したいと思います。
0:46:02	はい。
0:46:04	それでは、布施田島さんの方にですね、20 ページ。
0:46:13	特に 11 ページに航空機落下で、このガラス、
0:46:20	どんどということを、
0:46:24	評価していただいたってことなんすけど、これはですかね、寄与航空機落下の場合はこの立てて物の手法のどこに落下するかっていうのがわからないので特にその、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:40	受熱面。
0:46:43	さっきの森林火災の方は、受熱面が 2、
0:46:48	窓がないということだったんですけどこっちの航空記録は
0:46:54	どこに落ちるかわからないんで、こちらのガラス窓も、
0:46:58	考えてるってそういうことでよろしいでしょうか。
0:47:02	はい。処理場の横堀です。はい、おっしゃる通りです。
0:47:07	はい、わかりましたそれでこのガラ数の、この形、今回計算していただいた計算方法なんですけど、これは
0:47:19	20、24 ページの 5 ページとかを見ると、
0:47:26	昆コンクリートよりも若干、
0:47:32	5 度とか 10 度とか、
0:47:36	コンクリート及び
0:47:38	なくなるということなんですけどこれって何かあれですか。OK。
0:47:42	バラストコンクリートの熱熱伝導ちゅうんですかね。
0:47:46	熱源評価なんかの差でこの差が出てくるということでよろしいでしょうか。
0:47:54	はい処理場の横堀です。はい。そこはおっしゃる通りでして、評価評価式は同様のものを使っておりますけども、そのパラメータの中で、
0:48:04	比熱ですとか、それから密度をリスク管理とおっしゃられた熱伝導率ですとか、そういったパラメーターが、
0:48:13	変わってきますので、そういったものをgrasslに変えてですね、評価をしたものになってございます。
0:48:26	はい。それですみませんこの 21 ページに、バランスの最高使用温度 380 度ってくれたんですけど、
0:48:36	できればこれ出典を書いていただけますか。
0:48:48	はい藤処理場の横堀です。承知いたしましたこちら出勤については記載をさせていただきたいと思います。
0:49:04	規制庁井藤ですけれども、ちょっと一つ前の
0:49:10	シマムラとのやりとりに戻って確認したいんですが。
0:49:16	シブヤからもコメントがちゃんと機能に期待しなくても問題は生じないってことですかということに対してそうなんですという回答されたと思ってまして、
0:49:28	ちょっとすいません言い方の問題だけなのかもしれないんですけども、外部次長要求、宇野と大仲では、その設備の機能が喪失することを許容してないんだと思ってまして、
0:49:43	仮に許容し得るのであれば、何らかの措置を講ずることを求めているんだと思っていますと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:50	というふうに考えたときに、外部火災にさらされる設備の機能に対して、
0:49:58	その機能は喪失しないという説明がないと基準を満足できないということなんだろうと思うんですけども。
0:50:06	何かさっきの回答少しすれ違っていたのかなと思うんですがいかがでしょうか。
0:50:13	はい処理場の横堀です。そこについてはすいませんこちらの回答が悪かったのかもしれないかもしれませんが、五味家側で評価をして十分担保できる外表面の温度の重畳大まかな重畳というのはかなりこれ保守的な報告ですけども。
0:50:28	それを行ってもですね、200 度を超えますけれども、コンクリートがですね本当に強度が低下し、劣化をしてですね、とかっていうような、その 400 度とか 600 度とかですね。
0:50:40	そういったところに至ることはないので、構造健全性上も影響はないということで考えております。
0:50:49	その構造健全性に対して
0:50:55	の評価結果っていうのはまた改めて整理してご提示いただくっていうことだったって理解でよろしいんですか。
0:51:08	はい工場建設のですねこの具体的なその定量的な評価というところは、この要は 20 度をちょっと超えるような状況になったときに、
0:51:20	どの程度影響があるかということかと思えますけども、施設全体としてですね、大きな影響はないというふうに考えているということでしたらちょっと定量的に、
0:51:32	この 200 度を超えた本当に数mmのところですね、の劣化状況によって
0:51:42	どこまで構造健全性、金戸の強度が落ちるとかですね、それちょっと定量的なところまでは今、評価はしておりませんが、
0:51:52	ただ、例えば全体の中のこの部分だけですか、或いはそれだけ章立てば 200 度をはるかに上回るものが、
0:52:03	どのタイムスケールでいうとどのぐらいなのでとかいろんな要素があると思うので、
0:52:09	何か少し構造健全性を損なわないといえる根拠をもう少し補強していただいた方が、
0:52:19	説明性としては成立するのかなという気がするんですけども、いかがでしょう。
0:52:26	はい処理場へ行くですありがとうございます承知いたしました少しその受熱面の関係とかですね、そういった部分等々も含めまして、ちょっとその補強できるような、
0:52:38	説明を追記をさせていただきたいと思います。はいそして他のJAの他の試験の施設ですね。
0:52:47	そういった議論をしていて、その 20 上回ることにに対するその体力とかですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:56	構造健全性維持できるみたいな話があれば参考にできるものがあれば、そういった考え方もですね実績として営業してもいいかと思えますけれどもちょっとそういったところを調べることも含めてですねご検討いただければと思います。
0:53:11	はい処理場ヨコボリです承知いたしました。
0:53:21	志村ですけどもあのさ、プラスの 385 の話にちょっと戻りますけど 380 度ってのは導入どういう温度なんでしょうか。
0:53:37	非常にヨコボリですけどもこちらの、最高使用温度や耐熱温度をとかですと 500 度とかになるかもしれませんがそうずっとあのとき始めるとかですそういう温度になってしまいますけども、
0:53:49	380 度というのは窓ガラスとして使用できる、
0:53:55	限界の温度とかです、でですねそういった温度になります。はい。和田 380 以下に目して、されたら完全に元通りとかそういう理解でよろしいでしょうか。
0:54:09	はい主事城野横堀です。すみませんちょっとそこまでのところは今即答できなくて申し訳ありません。ちょっとそういったところもよく確認をしておきたいとは思いますが、はい、わかりましたよろしく願いいたします。
0:54:29	はいかがでしょうか。
0:54:33	多分、
0:54:37	はい。
0:54:37	じゃあ、勝脇のところをお願いします。高津秋野所をお願いします。
0:54:44	はい処理場も含めて引き続き、竜巻についてのご説明をさせていただきます。
0:54:51	まず先については前回ご説明したところから追記したところを中心にご説明させていただきます。まず 31 ページになります。
0:55:01	こちら飛来物としての表、
0:55:05	選定ですね、こちらについては参考資料の方にお付けしてございますのでちょっと最初からページが飛んで恐縮ですけども。
0:55:15	103 ページの方に、その他のですね、いろいろ物をウオークダウンも含めて、確認したものがありますので、そちらの。
0:55:26	整理したものを記載してございます。細かく説明は割愛しますが、こういった、マンホール鉄板チェッカープレートですとかこういったウオオークダウンで、
0:55:36	選定したものとか次のページ、104 ページいくとガイドから選定した手伝い構成のパイプであったり、その他写真がついているものが、
0:55:47	ウオオークダウンで処理場の施設周辺にあるような避雷物として、我々が想定できるようなものについては、こういった調査をクダウンでの調査結果もあります。そちらを参考資料の方にお付けしてございます。
0:56:02	この中で浮上の有無を評価しまして、浮上するものについては、荷重、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:09	ですね衝撃荷重の評価もしておりますのでそういった数値を記載しております。例えば 100、
0:56:16	5 ページですけども、ですね西武た下から 2 段目のですねM2、特定配布照射試験用ですね、こちらの構成部多賀。
0:56:28	浮上はするんですけども、こういったものでも※に書いてある通り、若干浮上するんですけども、コンクリートの、さっきの立ち上がり部を超えない、要は
0:56:39	他へまで飛来しないというようなものもありますがそういったものは、中核でされておりますそういう衝撃荷重としてはパーセントというふうな形にしています。
0:56:49	それから次のページ 106 ページにも納期ということがありますがこれはももとの評価でも示したものでございまして納期ですと、
0:56:59	こちらは飛来するということで衝撃荷重 430、kNということで記載してありますが、もう物置については
0:57:09	飛来防止対策を講ずるというふうにしておりますので、そういったものもこちらの中には含まれております。
0:57:16	それからこの下の消化機能ですねクローバー子みたいなようなもの、これもですね、浮上するというので評価をして、衝撃荷重が 71kNと、こういった
0:57:28	ものについてほとんどですね、
0:57:30	基本的には今回最初に代表で選定していく。空調室外機ですね、こちらに包含されますので、そういった部分は室外駆除室外機で代表して評価をしているということになってますのでそういったことが、
0:57:45	わかるように選定したものをすべてこちらすべて課題の代表的なものを、こちら点、参考資料としておつけしているものでございます。この中で、最後のページですね 115 ページになりますけども、
0:58:04	はい。こちらで、上の表は、110415 人、先ほど写真等で示したものに対しての、
0:58:14	評価結果を付けておりますけども、これ見方ですけども、コンクリートを、
0:58:22	側面と宇和面、
0:58:24	それから鉄板、側面、宇和面、というものがありますけども、こちらのコンクリート 2 段になって書いてますけども、こちらの脚注の通りですね、上段がですね、例えばによってコンクリートの強度が 210kg。
0:58:39	パー平方センチメートルの場合と、240 キロの場合がありますのでちょっと書き分けてます。
0:58:46	でこれはこれは飛来物がですね、衝突した時に貫通する、もしくは裏面剥離が生じるというその限界の厚さ、バリアードでいえば貫通厚さは、上で言えば 27 ミリ。
0:59:00	飯尾大保。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:03	下回った場合には貫通してしまうというようなものですね。そういった形になります。
0:59:10	右側に裏面剥離は 79 ミリ、これを、
0:59:13	下回る厚さの場合には裏面剥離が生じるということで、実際に施設の最低厚さとしては 150mmありますので、こちらは影響なしと、そのような見方をしていただければと思いますけども。
0:59:27	そういう関係になって整理をしております。鉄板側も同様でございます。Pepperが裏面剥離ございませんで貫通するかしないかという。いうことを施設の最低厚さと比較したりして、
0:59:39	影響がない、あるなしっていうことを確認しているというものでございます。
0:59:43	下のポツ三つございますけれども、まず一番上が最も施設影響が大きい飛来物としては、空調室外機となります。
0:59:54	こちら貫通厚さ及び迷惑裏面剥離厚さが施設の最低厚さを下回ることから、空調室外機であっても施設への影響はないということでございます。
1:00:07	ですので本文で書いている通り影響があるものは、物置とチェッカープレートになります。それらについては被害防止対策を講じるといったものになってございます。
1:00:18	それから二つ目のポツですけども、管理区域の外の境界のところ佐藤を設ける施設がございます。これが第 1 廃棄物処理棟第 3 廃棄物処理棟固体廃棄物一時保管等、
1:00:30	ございまして、こちらのシャッターの厚さがですね、2 ミリ以上、ございますので、空調室外機でもですね、貫通厚さ 1.1 ミリとなりますので、貫通が生じないという評価結果を示してございます。
1:00:46	なおシャッターがある施設でもう射程の内側にですね、閉じ込め機能を有する設備等がない施設は対象外としてございます。それから三つ目のポツですけども、ガラス窓のところになります。これは管理区域にガラス窓を設けている施設。これが、
1:01:03	第 1、第 2 第 3 廃棄物処理棟というこの三つになりますけども、これらについてまず第 1 廃棄物処理棟等の第 3 廃棄物処理棟、こちらはですね当然ガラスですので貫通して施設内に室外空調室外機が飛来する恐れがありますけども、
1:01:21	その場合におきましても、放射性物の閉じ込めに係る設備機器ですね、安全施設になりますけども、そういうものは主に鋼材や佐瀬材で構成されておまして、
1:01:34	当然辰巳はですね、この貫通厚さの 1.1 ミリ以上を有しておりますので、いるというものでございます。それから第 2 廃棄物処理棟につきましても、閉じ込めに係る設備はセルになりますけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:48	こちらはご承知の通り1mm、1メートル以上ある鉄筋コンクリート製で堅牢な状態でございますので、
1:01:55	ガラスを貫通してし、開いた飛来物空調室外機ですね。
1:02:01	それらの設備に当たってもですね、貫通が生じませんので、閉じ込め機能への影響はないということでこちらに記載をしているというものでございます。
1:02:12	以上がですね、まず質問でもいただいておりました今回代表で挙げていたもの以外の飛来物の調査の結果ということで、
1:02:23	こちら、まず追加をしたものでございます。
1:02:26	ちょっと本文の方に戻りまして、
1:02:31	結果的にですね、32ページにお示しの通り、もともとつけている代表例のものに結果的に室外空調室外機に包含されますので、
1:02:42	これが代表例ということになってございます。
1:02:46	その結果ですね、34ページになりますけれども、こちら空調室外機が衝突した際の評価のところ、下のところですね。
1:02:57	手後半に当たった場合の評価のところ、
1:03:01	第1廃棄物処理棟第3廃棄物処理棟固体廃棄物一時保管棟、こちらのシャッターがある設置ですね、こちらの評価結果を追記をさせていただいております。
1:03:12	先ほどご説明した通り、佐田松田が2mm、いいですね、0.2センチで且つ厚さが0.1センチということで貫通厚さ、鋼板の厚さを上回ってますので、
1:03:23	貫通しないということで閉じ込め機能に影響はないということでこちらの結果を追加する形とさせていただいております。
1:03:34	はいまず龍間キーのですね、評価で今回追加をした部分の説明は以上となります。
1:03:43	はい。規制庁渋谷です。ご質問ありがとうございます。
1:03:47	チェッカープレートと物置については飛ばないようにして、他のものは飛んでも大丈夫だからという理解でよかったですでしょうか。
1:04:00	はい庄野横堀です。はい、おっしゃる通りです。はい。
1:04:06	石化プレートが、後の数値を見ると、
1:04:10	桁違いに大きいんですけど、結局この結果プレートはどう、どう対策される試験。
1:04:22	はい処理ヨコボリですけども、基本的には飛ばない重量。
1:04:28	二重化を図るということが基本路線で現状
1:04:32	世古久野さんの一部使用承認、の時にこの評価をしますけども、実際に具体的にですね現状、すでに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:42	重症化を図っているような対策を講じているものもごございますのでそういった対策をするとなります。で、できるものを、場所によってはですね、固縛であったり、あとはその人が、
1:04:56	載らないようなところを安全上問題がないようなところは、逆に材質を変えてですね、ゴム製のものに変えるとかそういった措置をとるといことで考えております。
1:05:08	大体このチェッカープレートっていうのは敷地内に何個ぐらいあるんですか。
1:05:18	処理場のヨコボリですけども、それちょっと即答できず申し訳ありませんがそれなりの数ございます。
1:05:27	を、その対策っていうのはもう、やろうと思えば、1年もかからずに全部できるっていうそういう理解でよろしいですか。
1:05:36	はい。処理場のヨコボリですけども、そうですねそちらについては材料を変えたりとかですね、重くするにしても、物の購入等がちょっと必要になりますので、そういったものが購入してですね。
1:05:52	交換するというようなことは、
1:05:55	可能になります。
1:05:57	はい。
1:06:01	すでに対策図2のものもあるっていうことですけども、その写真とかを見せていただくことは可能でしょうか。へえ。
1:06:11	はい。処理場の横江です可能ですので、別途写真の方も、対策済みのものですね、こちらについては写真等でお示しいたいと思います。
1:06:22	はい、わかりました。
1:06:26	他いかがでしょうか。
1:06:31	規制庁伊藤ですけれども、対策を行うものについては、
1:06:37	具体的に、施設のどこにあるものなのかっていうを提示いただければと思うのですがそれは可能でしょうか。
1:06:51	はい。処理場の横堀です。承知いたしました対策するものについて、マッピングですね、した処理場の平面図に対して、
1:07:02	の位置を示すような、
1:07:04	マップをつけることは可能ですので、そちらは対応させていただきます。やっぱり意図としてはそれによ、それを示していただくことによつて、
1:07:16	それぞれどこの施設への
1:07:20	影響をがないように対策を講じるのかっていうのがを得て、はっきりするということだと思っていますので、そこは基準を満足するためにどこまでやるのかっていうのを、
1:07:34	確認する意味では必要だと思って。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:37	訂正させていただきましたのでよろしくお願いいいたします。
1:07:42	はい、承知いたしました。
1:07:47	提供します。343536 ページなんですけど、
1:07:55	脚注に※1 があって、
1:08:01	このいくつかの保管廃棄施設の上面については、構成物に貫通が生じるものと支社洗車火ぶたについて評価を行うというのがあるんですけど。
1:08:16	これって意味としてはこれあれですかもう、この構成部たわん使わない。
1:08:24	ということ。
1:08:27	なんででしょうかそういうわけではないんでしょうか。
1:08:30	そして、
1:08:34	飛んでるんだから、
1:08:40	はいそれ以上のヨコボリですけども、こちらの保管廃棄施設のN2Eとか、駐車車両につきましては、ちょっと構造の図が、
1:08:52	今日の資料だとちょっと見えないのでわかりづらくて恐縮なんですけども。
1:08:57	西武例えば雨避けの蓋というかですね、そういったものがまず上部にかぶさっておりまして、その中にですね、実際の遮へいを担保する遮へい物た、そういった、
1:09:09	物が設置されてる構造になっております。今すいません写真でお見せしている構造、構成豚、というものが、あまり大きな負担になってましてこの
1:09:21	下の中にですね、さらに遮へい物がありますので、それは
1:09:28	閉じ込めの境界というかですね、あそこは遮へい物の方がになりますので、この構成物はないものとして評価をしていると、そういった趣旨でございます。
1:09:38	もちろん希望、
1:09:41	必ず
1:09:46	構成。
1:09:47	ちょっとあの中に遮へい物があるのでこういう評価をすると、こういう、
1:09:54	評価になってると。
1:09:55	そうですかちょっとですね拳力ー。
1:09:58	本許可の記載を見てみたら、
1:10:03	例えば、
1:10:04	保管廃棄施設のMm1、
1:10:10	のところをちょっと見てみたんですけども、そしたらなんか厚生部だ。
1:10:16	中をして必要に応じて遮へい豚を、
1:10:21	設置するとか何かそういうような書きぶり。
1:10:25	だったんですけどそれはちょっと、そういうちょっと、何て言うんすかね。
1:10:35	多分、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:37	必ず遮へい物があるという、そういう、
1:10:43	理解でよろしいってことですね。
1:10:55	はい処理場のヨコボリですけども、
1:10:58	今ですね、ちょっと、
1:11:00	保管廃棄施設の図をちょっとお示しております、
1:11:03	おっしゃる通り許可、許可上ですね、M2等、照射資料ですかね、こちらについては
1:11:10	図の通りですね。
1:11:12	車両部館野常時も各必ず、設置がされているものでございます。
1:11:18	駐車場資料についてはこのプラグと書いているものになりますけども、これは必ずもう設置をされているものになってますんで、NGAとかですね、そういった部分のところをについては遮へい部だと書いてますけども、
1:11:33	必須でつけてるわけではなくてですね。
1:11:36	必ずしも、要はリスクが低いものになってますので必ずついてるわけではないということもありまして、このような記載をしているというものでございます。
1:11:54	これは、
1:11:59	はい、わかります。
1:12:17	内ぐらいですけど遮へい分たの素材はコンクリートなんですか。
1:12:24	はい。処理場のヨコボリです。はい。N2の遮へい物、それから照射終了のプラグ。これらの材質はコンクリートになります。
1:12:44	規制庁シマムラそうするとあれですね、基本対策は構成物のところの、だけの時もあるんですけども
1:12:59	室外機でしたっけその影響があるようなものは、
1:13:08	飛んでこないようにするというので、
1:13:15	特にこの評価で貫通するという評価でも、
1:13:19	実際、
1:13:22	飛んでくるものはなければ問題ないという、そういう、そういう体質、それで対策必要ないってそういう理解でよろしいですか。
1:13:36	はい処理場のヨコボリですそこはおっしゃる通りでして、飛来してくるものの中で影響がある。室外空調室外機、それから物置チェックアッププレートをこれらが飛んできた場合に、
1:13:49	何らか影響が考えられる。ただし、空調室外機についてはこういった裏面剥離貫通、そういった影響がないものでございます。で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:00	影響があるとすると納期チェックプレートが当たった場合には、影響が考えられますけどもそういったものは、対策を講じて非避雷防止措置をしますので見られないと、いうことでおっしゃられた通りになります。
1:14:14	わかります。土をすると、主、現状は多分、ある設備については評価して、
1:14:25	対策できると思うんですけど。
1:14:29	何か影響がある可能性のある設備とかが設置されることについて何か
1:14:38	どういうふうに対応するとか、そういう、
1:14:42	要は何、何か考えられてますでしょうか。
1:14:49	はい庄司ヨコボリですけども、そちらはですねファン規程、または下部規定等に定めることを考えているところが現状の
1:14:59	一部一部商品絡みのところをやっておりますけれども、そういった浮上しないように代替なんかを講ずるにあたってはですね、浮上条件を考慮した上で浮上しない重量を設定して、
1:15:12	そういった評価をしてから設置をするようになりますので、そういったことを運用上担保してやっていくというものでございます。
1:15:24	処理場で、ものをつくれるなら多分そういうこと。
1:15:32	そういうことで多分事前にできると思うんですけど、例えば処理場以外の、
1:15:39	部署っていうんですか。
1:15:41	とか、
1:15:43	処理場で、知りえないところでそういう、
1:15:49	設備が何か、設置されてしまったとかそういうことっていうのは、あまり、
1:15:56	考えられないという、そういうことでしょうか。
1:16:02	処理場ヨコボリですけどそれは原価県の中でですね、情報共有をするとかこの飛来物調査も、処理場以外の、当然距離もありますので非以外の施設のところも、
1:16:15	調査をしておりますけども、そういったところにも周知はしておりますし、例えば
1:16:21	NSRRなんかでも先行してやっているところもですね、そういったものを置く場合には、その担当課長に連絡をしてとかですね、そういったものは下部要領等にも定めてですね。
1:16:32	情報共有をしながら必要な対策を講じていくということでやっておりますので、そういったところで担保していくということになるかと思えます。
1:16:46	規制庁イトウです。
1:16:49	一応今の質問に対する私の理解なんですけれども、保安規定の要求事項として定期的評価っていうのが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:59	ありまして、経営評価のガイドの中では、施設の状態を説明状況とかですね、それ以外の環境の変化、
1:17:10	定期的に把握して、その上で、禎許可記念か。
1:17:16	減らして、
1:17:18	状況の変更があつて設計に影響のあるような場合は必要申請を行う。
1:17:24	ということが定められているかと思しますので、それに照らして影響があると判断すれば、設置者として、必要な手続きを行うということかなと理解してるんですけども、それは認識合ってますか。
1:17:54	計算。
1:18:09	もし取れてなかったらもう一度申し上げますが、症状に当たりますすいません
1:18:20	ご質問いただいたところは聞こえておりますすいません。そうですね定期的表、状況の変更があればということですけども、そちらについて
1:18:30	ては、今ちょっと、
1:18:32	おそらくおそらくとかそういう形になるんということは理解しておりますけれども、ちょっと玄海県全体でもですね、そこら辺のところは、整理をする必要があるというかですね、他の施設について整理というか確認をする必要があるかなと思ってますので。
1:18:47	ちょっと他施設等も含めて確認をしてですね、そこは改めてこちらの整理もご説明をさせていただきたいと思えます。
1:18:55	規制庁伊藤です。
1:18:58	今回の変更で特別何かしなければいけない部分じゃないんじゃないのという意見申し上げましたのでもし確認が必要なのであればご確認いただければと思えます。
1:19:12	はい承知しましてちょっと確認をさせていただきます。はい。
1:19:17	他、竜巻についていかがでしょう。
1:19:24	屋シブヤでちょっと基礎的なところをお伺いしますけれども、お笑いだと軽自動車とかまで取ってくるんですけども、こちらでそれを考えなくていいのは、東海村で発生する過去の竜巻の履歴が、
1:19:38	弱いのと、こちらBCクラスしかないの相当しなきゃいけないクラスが低いっていうのとその両方が関係してくるってそういうことでしょうか。
1:20:07	はい藤処理場のヨコボリですけども、そうですね竜巻想定竜巻も確かにおっしゃる通り違いますし、先ほどあった軽自動車
1:20:19	もしくはバイクみたいなものとかですね、バイクについては今回ちょっと記載してないのは、基本的に建屋のミヅカの

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:27	駐車場というかですねタナカの駐車場置き場ですね、そういったところに置きますので外にある自転車なんかを代表で上げてますけども、原価検討して、車についてはミニバンを想定して評価を実施しております。明確に。
1:20:44	F2 等不安で
1:20:47	総定数を変えていると言ったわけではございません。
1:20:54	ガイドですとか現場の状況を勘案して選定をしております、
1:21:00	その竜巻の、あれによって変わって変えているというものでもないという状況です。
1:21:08	わかりました。ありがとうございました。ところで、
1:21:18	はいかがでしょうか。
1:21:42	ひとつ夏秋まで、
1:21:50	第 1 編ですかね。
1:21:59	ありがとうございます。はい。藤巻。とりあえず一旦ご質問以上でございます。続きありましたらお願いいたします。
1:22:07	はい続きまして 41 ページ以降になりますけれども、設計条件や設計仕様の方でちょっと追記をしたところがありますのでそこだけちょっと時間もあれですので、
1:22:19	ホッカンが説明させていただきます。まず設計条件のところを外部火災の話で、10 タンクのところを追記したものでございます。
1:22:29	それから 42 ページ、いいですけども、落雷のところですね、42 ページの落雷のところは、平井設備を受けない、設備の考え方、定期コンクリート造や主要な材料は不燃性または難燃性というような、
1:22:45	先ほどご説明したようなところを設計条件の方にも追記をしたいと考えております。
1:22:51	それから量確保の有毒ガスのところもガス漏れ検知器や、屋外に設ける、供給減については先ほどご説明した通り、爆発の影響を 2、
1:23:02	かかる話とかですね、その辺を追記をしたいということで記載をしております。
1:23:08	それから、43 ページ以降が設計仕様でございます。こちらは大変ちょっと申し訳ありませんでした申請の段階で、外部火災竜巻について評価でやってるものについて、
1:23:19	設計資料の方にちょっと記載がなかったということでこちら追記をしたいと考えております。
1:23:25	森林火災のところについては、コンクリートの、
1:23:31	外へ、肉厚ですね気圧、それから離隔距離、確保すべき離隔距離を一覧で記載を設計書の方に追記をさせていただきたいと考えております。
1:23:42	それからその下の近隣の産業施設等の火災爆発についても同様に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:48	先ほど評価で示した部分のものを設計仕様にもしっかり追記をさせていただきたいと思います。それから 44 ページですけれども、こちらは敷地内、
1:23:59	に設置しているものに対する評価の、ばサイト爆発の評価も同様でございます。
1:24:05	それから下の三つのポツが運用の関係のもので、まず森林が拡大しないの樹木管理をするっていうこと。それから、
1:24:15	二次的影響についての対応、また、閉じ込め遮へい以外の安全機能に対する代替措置に関する部分、こういった部分も設計仕様のところで保安規定、または下部規定に定めるという旨を記載をさせていただきたいと思います。
1:24:32	それから 45 ページが竜巻の設計仕様になります。竜巻については不破辰巳真木に対して安全機能を損なわない設計というものを、まず 1 ポツ目です。
1:24:44	それから 2 ポツ目ですね、これらの竜巻を考慮した場合に、浮上する飛来物のうち、物置及びチェッカープレートが施設に衝突した場合に、
1:24:55	貫通または裏面剥離により、施設の構造健全性に影響を及ぼすことを確認したことから以下の被害防止対策を講ずること。こういったことを保安規定株券定めると。
1:25:06	ということで、農機及びチェッカープレートについては浮上しない重量への代替、それから材質等の変更、固縛等により飛来防止対策を講ずると。
1:25:16	それから浮上しない重要への代替を講ずるにあたっては、浮上条件を考慮した上で浮上しない重量を設定するということを記載してございます。
1:25:26	それから三つ目のポツですけれども、平大井対策の実施状況を及び竜巻が施設周辺を通過した場合、または通過した恐れがある場合の対応について以下の通り。
1:25:37	保安規定または下部規定に定めるということで、丸井委員 1 回以上巡視をして確認をする。それから、通過またその通過した恐れがある場合には当該施設を点検すると。
1:25:49	ということですので保安規定にこれ定めたもの。
1:25:52	ですけれどもこういった部門も記載、記載をします。それから三つ目が先ほど同様に代替措置の話ですね、こちらを定めるということを設計仕様の方にもしっかり追記をするということで、
1:26:06	破碎をしてございます。
1:26:09	続きまして、46 ページ。
1:26:13	落第のところになります。こちらは文章としてですね、記載がちょっとございませんでしたので、文書として、先ほどご説明した考え方を、設計仕様のほうに追記をしております説明は割愛させていただきます。
1:26:31	それから 48 ページは生物学的事象こちらも同様でございます。文書として設計仕様の方に記載を追記をさせていただいております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:42	それから 50 ページ。
1:26:44	が有毒ガスのところですね、こちらの記載は先ほどご説明した通りでございます、設計仕様の方にそれぞれ漏えいしがたい構造で松森建築の配置ですとか、
1:26:57	屋外に配置するといった旨を設計書の本文にしっかり記載をしております。
1:27:03	この中で一応その爆発とかですね、そういったリスクがなく安全機能に影響がないという旨も記載をさせていただいております。それから
1:27:15	ガス漏えい検知器については警報値が 25ppm で警報しますので、こちらの設計仕様の方には、資料の方にしっかり記載をしておく必要があると考えましたのでこちらは追記をさせていただいております。
1:27:30	から 52 ページ、伊賀電磁的影響をということでこちらですね、本文の方に文章を追加をしたというものでございます。
1:27:40	以上が設計仕様の追加箇所になります。続きまして 56 ページ以降に、
1:27:47	技術基準への適合性の説明ですね、こちらについても記載の補充ということで、が、主に追加したのはガラス面の話、窓ガラスの話ですね、森林火災のところ。
1:28:00	そういったところと、先ほどの二次的影響や代替措置の運用のところを、こちらにも追記をしております。
1:28:08	それから 57 ページにつきましては、浮上しない中で、大体竜巻のところですけども、材質等の変更や固縛等により防止、こういったいくつか対策が考えられますのでそういった部分を追記をしております。
1:28:26	あと一番下に代替措置の話を追記をさせていただいております。
1:28:32	続きまして、58 ページ。いいですけども、落第のところですね、こちらについても先ほどご説明したところを、同様の説明を、
1:28:43	技術基準適合性の方に請求をさせていただいております。あと第 3 廃棄物処理棟の説明この審査会合相の資料をですけども先ほど回答資料でご説明した第 3 廃棄物処理棟の話を、
1:28:56	こちらの資料にも脚注で追記をさせていただいております。
1:29:02	それから 59 ページになります近隣の産業施設等の火災爆発、こちらについても、
1:29:11	まず施設が敷地内の油タンクの件を追加しております。
1:29:16	あとガス面のところについては、離隔距離が十分離れているので影響を受ける恐れはないということをお書きで追記をしたものでございます。
1:29:26	から 60 ページが航空機落下の火災ということでこちらはガラス面の話が入ってきますのでそちらを地域したもので一番下になお書きで重畳については、こちらは対象外とするということで、
1:29:39	記載を追記しております。それから 61 ページ、伊賀有毒ガスに関するところをこちらは先ほど来ご説明している通り農道をですね警報。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:50	発報地であるとか、そういったところを、それから爆発リスクがない、安全機能への影響がないということをごちらにも追記させていただきます。
1:30:03	はい。以上があの時、適合性の説明のところ追記した箇所になります。
1:30:07	その 62 ページ以降が許可との整合のところですけども、こちら今回追記した部分を同じように、記載させていただきますのでちょっと説明は割愛させていただきます。
1:30:19	最後 71 ページですけども、試験の方法のところになりますけども、有毒ガスのところですね、こちら性能検査として、高圧ガス保安法に基づくガス漏れ検知器の、
1:30:35	検査成績表等を確認するということですね。でもちょっとこれ
1:30:40	手法というかですね、明確になって申し訳ありません。こちらは警報設定値ですね、25ppmという警報設定値について、高圧ガス保安法に基づくガス漏れ検知器の検査成績表等を確認するということをちょっとこちらすみません、記載を直したいと思っておりますけどもそういった趣旨のものでございます。
1:30:59	こちらについては検査記録が量であることということで、記録で確認する形で性能検査を地域させていただいております。
1:31:08	はい。1 点についての追加した課長の説明は以上となります。
1:31:13	はい。吉沢です。ご質問あります。はい。ご質問ありましたらお願いいたします。
1:31:18	すいません。43 ページの外部火災の表で、竹内の単位がメートルになって、これは、
1:31:31	間違ってるんや。
1:31:36	はい処理場ヨコボリ大変申し訳ありません。こちらは誤りですので、適切に修正させていただきますと思います。申し訳ありません。
1:31:48	規制庁志村ですけどその隣の、
1:31:51	離隔距離ってこう 2726。
1:31:55	5029 とかこうなんかあまり統一性はないんですよ。この辺りは、どうやって決まってるんですよ。
1:32:07	はい処理場ヨコボリですけども、こちらはですね、表カー森林火災評価をする時の森林と、施設の受熱面との距離ですね。
1:32:17	ですのでこちら申請書の評価書に示した図面ですね、そちらにある離隔距離ですね、こちらを示したものになってございます。
1:32:29	現状、この通りになってるってそういう理解でよろしいですか。
1:32:35	はい。そうですね。実態のですね、森林との距離はもう少し実際離れているところもございましてけれども、評価上直線に森林があるものとして評価しておりますので、
1:32:47	その評価で使ったときの距離、というものをこちらに示しているものでございます。
1:32:52	はい、わかりました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:56	他いかがでしょうか。
1:33:05	衛藤規制庁のイトウですけれども、
1:33:10	開花スイカ。
1:33:12	江藤 1 件。
1:33:16	或いは、
1:33:19	はい。すみませんちょっとまた別のタイミングでお伺いします。
1:33:26	いかがでしょうか。
1:33:35	第 1 点は終わり大丈夫でしょうか。
1:33:46	では次、第 5 編について何かありましたら説明をお願いいたします。
1:33:52	はい賞状ヨコボリですそれで第 5 議案ですけれども 1 ヶ所だけ追求させていただいております。82 ページをお願いいたします。こちらですね。
1:34:02	前回回答させていただきました。今回この施設だけなんで、こういったアンカーの交換をやるのかといったようなところをですね、前回回答させていただいた部分を、
1:34:16	追記をこちらでさせていただいております。変更箇所 5 分については以上となります。
1:34:24	はい。その辺について何かコメント等ありましたらお願いします。
1:34:38	特にないでしょう。
1:34:42	じゃ、次は 11 点お願いします。
1:34:49	はい。症状の横であります。11 ページに関しましては前回ご説明したのから特に追加した箇所はございません。以上になります。はい、わかりました。一通りご説明聞きまして、
1:35:03	たくさん記載を充実させていただいていることがわかりましたので、これ以上委員等に、
1:35:14	次回の会合について概ね説明しようかと思います。
1:35:19	ちなみに、審査会合資料として最終的に出てくるものとしてはどういうラインナップになりますでしょうか。
1:35:30	処理場の部分ですけども審査会合資料としましてはこちらのパワーポイント今日のいただいたコメントを踏まえて追記したものになりますけれどもそちら。
1:35:41	あと、それからこの後ご説明を考えております。
1:35:45	238-1 で、今後のちょっとスケジュールをちょっと変、見直しさせていただきたいということのこのスケジュールの、
1:35:53	お話の 2 点ですね、こちらにつの資料で審査会合の方は受診をしたいと考えております。
1:36:00	はい。上につきまして何かコメント等ありました。ご質問。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:29	規制庁イトウですけれども、ちょっと全体的なっていう意味で一つ、
1:36:35	CS範囲というよりさっきの定期的評価の関係。
1:36:41	で、確認しておきたいんですけれども。
1:36:46	ごめんなさい。支援。
1:36:51	航空機落下確率で、許可の段階で、
1:37:00	許可の段階で、10のマイナス7乗超えないっていうことで、外部次長としては、
1:37:08	航空機の落下によるものは外部火災除いてですね、考慮しないっていう整理されていると思っていて、それに沿った申請になっていると思ってるんですけれども。
1:37:21	一方で2023年の3月31日。
1:37:26	インフォメーションノーツっていう形で、合計9、航空機落下事故に関するデータの追加について、各設置者に通知をされていて、
1:37:39	設置者によってはそれを見た上で、
1:37:46	大きな確率が、
1:37:48	10万スタジオを超えるかどうかっていうのを判断、確認をして必要あれば大谷関連考なり、ノウシュウ手続きをするっていうことかなと。
1:37:59	理解してまして、JAの中でもですね、新規制基準対応の一環で、この影響確認ですね確認している施設もあると思っていて、で、
1:38:11	衛藤処理場の意味では、何か去年の3月を、今以上のJISを踏まえて、もう航空機落下確率の確認とかっていうのはされていたでしょうか。
1:38:24	南部。
1:38:26	田井処理場のヨコボリですそちらはですね処理場においても確認をしております、17-70を超えないことを確認しております。ということですね。
1:38:36	なので特段、手続きが生じることがないということですね。
1:38:42	首藤李です。わかりました。
1:38:46	はい。鳥居宗委員。確認したかったのは以上になります。
1:38:53	はい。他に何かございますでしょうか。
1:38:57	はい。
1:38:57	渋谷ですけど、今日の例えば資料の238のなんかはこれは審査会合での質問だったので、回答審査会合で返した方がいいと思うんですけどこれはまだ今回は出さないっていうそういうことでしょうか。
1:39:12	はい小路横堀です。こちらにつきましては、どちらかでの火災防護の観点のご質問になってますので、第5回の時にあわせてご説明した方が良い、良いかというふうに考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:26	わかりました。そういう助中段取りも考えた上で、今回はパワーポ資料とスケジュール変更を説明するというそういうふう決められたというそういう理解でよろしいですね。
1:39:41	はい処理場ヨコボリおっしゃる通りです。外部火災の影響評価ちょっと説明にも時間を要すかと思っておりますので、そのようにさせていただければと思います。はいわかりました。以上 2 点の資料の説明時間として何分間ぐらいを今想定されますでしょうか。
1:40:01	はい。処理場のヨコボリですけどもまずスケジュールの見直しについては 5 分程度のお時間をいただいて説明をできればというふう考えております。で、
1:40:11	パワーポイントの資料はですね、説明だけでも、
1:40:18	40 分ぐらいで 30 分から 40 分ぐらいちょっとお時間をいただければというふう考えております。
1:40:24	はいわかりました全体では 30、かつて 35 から 45 っていうことですね。
1:40:31	パートはどうですか一気に全部説明しますか。
1:40:35	ここ希望としてはってことですけど。
1:40:40	はいそうですね一応我々としては、へんごとの説明でいければどうかというふうには考えておりますけれども。
1:40:53	そのような形でいかがでしょうか。わかりました。第 1 点は、全部まとめをしやすいんで。
1:41:01	では、
1:41:04	質問を受けてまた第 5 編や切断について、質問があればと考えますけども耐震性があると、そういう感じを、想定されているということですね。
1:41:17	はい、おっしゃる通りです。はい、わかりました。ちょっと区切り方はまた我々相談して少し変わるかもしれませんがもとりあえず、現状の考えとして承りました。
1:41:28	他に、設工認に関して何かございますでしょうか。
1:41:34	そうですね。この修正した最終。
1:41:38	的な資料の提出は、いつごろになりますでしょうか。
1:41:53	はい処理場ヨコボリですけども、来週ですね、早い段階、火曜日とかですね、そこまでには、
1:42:03	推計をしてですね、お送りできればと考えておりますけどもそれで間に合いますでしょうか。
1:42:09	そうですね。
1:42:11	できれば、22 日月曜日、10 がいいんですけど。
1:42:17	はい。庄司は小針承知いたしましたそれでは

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:20	22の月曜日需要に、はい送迎が山江15時とか1010で結構ですので、はい。はい。失礼しました。はい。お願いいたします。はい。すいませんそれに対応させていただきます。
1:42:35	他いかがでしょうか。はい。設工認に関するヒアリングを終了いたします。ありがとうございます。はい。天田委員、何か説明があるんですけど。
1:42:47	アッチャン、伊賀説明してもらった方がよろしいですか。どうぞ。何か今回聞いた気がしてしまったんですよ。じゃあすいませんジャスティス変更については説明をお願いします。
1:43:00	はいそれでは処理場238-1のスケジュールの見直しですけれどもこれは前回のヒアリングで説明させていただいた資料について改定しまして改定会社この赤字下線の。
1:43:13	箇所でございます。ちょっと審査会合の説明する資料ということで一部ちょっと記載の方の見直しの方を図ったというところで概要のところですね、こちら申請時においてはその認可希望時期をですね、
1:43:25	令和6年の3月上旬としていたというところで記載の方してございます。
1:43:31	一つ目のポツの変更見直しの理由というところになりますけれども審査会合については当初4回に分けての実施を想定していたというところで、この審査会合時点で3回終了しまして、この多くの質疑をいただいているというところで、
1:43:49	質問回答を行うためのヒアリング及び、追加の会合ですね、こちらをお願いすることとなったと、いうことで、先ほど連絡いただきました2月2日第4回目の審査会合ですね、こちらの内容をちょっと注釈ですね、
1:44:02	第1編第5編第11編ということでちゆ示させていただいております。
1:44:07	で、次の質問回答を行うための5回目の会合についてはですね、1ヶ月以降ということで3ヶ月以降、
1:44:14	開催していただくことを予定していることで少し練習。
1:44:18	変更の方しております。
1:44:20	あと二つ目の理由についてはまた、前回と特段変更はなく、記載のほうは少し上見直したというところでございます。一番重要となります認可希望時期なんですけれども、こちらですね。
1:44:33	当初の予定から約5ヶ月程度遅れるというところで令和6年8月に見直すこととするしております。全体的なスケジュールについて次のページのですね表で、
1:44:45	示させていただいております、ちょっと前回の説明ではですね、もう少し前にしていたところをこの第5回目の審査会合についてはちょっと3ヶ月以降ということで、
1:44:55	第5回で全部が終わるかというところもありますので最悪2ヶ月ちょっとですね、程度少し矢印で期間として示させていただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:06	こちらが終わった後ですね減少化研究所内の審査手続き等ということが5月から6月いっぱいにかけてということで、
1:45:16	補正申請が7月、そして認可をいただくのが8月ごろということで計画を立てているということでございます。
1:45:25	はい。最後のこちらの参考資料2の運転廃棄物の取り扱いについては前回の説明から変更はございません。はい以上簡単ですが説明は以上となります。
1:45:36	はい。規制庁芝です。ご説明ありがとうございました。何かコメント質問等ありましたらお願いします。
1:45:44	武とシブヤですけれども、昨年末に火災室に入って内部火災の説明、
1:45:54	をいただいてその際に主に火災室から、いくつか注文が、建屋ごとの説明が必要だとかですねあったかと思えますけれども。
1:46:04	そちらの方の準備状況というのはちなみにどのような状態でしょうか。
1:46:12	当初非常にヨコボリですけれども、現状ですね我々としては、まず、この4回の審査会合に向けての資料準備、ということを優先するというので、
1:46:25	現状こちらの外部事象影響関係の資料の方に、ちょっと取りかかっただけで今日まで進めてきております。で、火災防護のところを火災室の方からいただいたいろいろコメントについては、
1:46:41	かなり最初の段階の情報からですね、大きく整理をしっかりとし直して、細かな確認をしていくと。それには、東海再処理の、
1:46:53	資料なんかも参考にするというようなお話もいただいておりますので、まずは今そういった東海再処理の情報を等の収集等を、
1:47:02	進めている段階ですので、資料の方はこれからですね、この4回の審査会合資料等の提出が終わってそこからですね、着手していくということになりますので、
1:47:16	まだちょっと少し時間を要するかなというふうに考えております。
1:47:21	既設のシブヤです。資料の収集等を行ってる段階ということで承知いたしました。
1:47:29	他に何かコメント等ございますでしょうか。
1:47:38	はい。
1:47:39	規制庁イトウですけれども、相場シマムラさんなんかはなされます。いえ、いいでしょうか。どちらかというと渋谷さん島村さんは手なんです。
1:47:53	長期施設管理方針の話がこのスケジュールと結構密接に関わってるんですけどもいかがでしょう。
1:48:03	はい。
1:48:04	これにつきましてはそうですね
1:48:08	この場で確認した方がよろしいですかね。
1:48:12	そうですね。設工認、いつまで終わりますかっていうことと結構クリティカルに。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:20	なるほど。
1:48:21	繋がるので、そこで話しておいた方がいいと思ってます。わかりました。
1:48:29	じゃあ
1:48:35	今ちょっと伊藤の方から、
1:48:39	長期施設管理方針、
1:48:43	に関する話がありましたけれども、まず処理場の現行の長期施設管理方針の期限っていうのが、なが、6年度末7年3月末という理解でよろしかったでしょうか。
1:49:00	違う。
1:49:09	はい。江藤所長の窪ですおっしゃる通りで6年度末ですね、7年3月はい、なりません。
1:49:19	えーとで今処理庁さんの位置付けてっていうのは、現実的には、原価研の様々な炉とか、施設からの廃棄物を受け入れているものの、位置付けとしてはJRRⅢの、
1:49:37	附属施設というふうに理解してますけどもそういうことでしたでしょうか。
1:50:18	はい水素処理のヨコボリですけども、おっしゃる通り3号炉の附属、ちょっとすいません正確に確認させていただきたいと思えますけども、JRRⅢですね。はい。そちらの附属です。そうですね。
1:50:33	我々が次第何かっていうと、当然ながら今もうJRRスリーも同じく、7年3月末で承継施設管理方針が切れるんだと思うんですけども。
1:50:46	また、一緒に日本JRRSDと、1本の、
1:50:54	長期管理施設方針とか保安規定の変更の申請が、そういう感じでしょうかね。
1:51:03	ていうところを聞きたいんですけど。
1:51:10	はい荘司大久保ですけども。すいませんちょっと今、私どもというかですねこちらでちょっとその、
1:51:18	タイミングとかですねのところまでちょっと情報というか、調整ができておりませんので、今この場でちょっと回答ができないんですけどもそこはちょっと別途を。
1:51:30	保安規定とかですね、そちらも管轄している部署と、それからJRSDも含めて、確認をしてですね、また改めてちょっとそこは回答させていただきたいと思えます。
1:51:41	そうですね我々が心配してんのはだから処理場が今の附属施設になってるんですけども、仮に処理場だけで単独に。
1:51:53	長期施設管理方針を更新できたかっていうとちょっとそれがよく分かんなくて、
1:51:59	今現状多分JRRCと一体になってるので、その関係が続くんだろうとは思ってるんですけどもちょっとその辺をちょっと検討いただいてまた今度教えていただければと思いますのでよろしく願いいたします。
1:52:15	はい東海林城野ヨコボリです。承知いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:21	で、あとそうですね、長期施設管理方針をちょっとJRR接液だけやるかどうかはちょっとともかく、
1:52:34	それ以上として長期施設管理方針を策定するにあたっては、新規制基準。
1:52:43	に対応するためには、経年劣化に関する技術的な評価っていうのをしっかり定める必要が、
1:52:52	あるので、そうすると、順序としては、保安規定の変更認可に先立って、
1:53:02	この経年劣化に関して新規制基準適合に関する、設工認が順序としてはその先になるんじゃないかと思うんですけどもそういう。
1:53:14	認識でよかったですでしょうか。
1:53:48	はい小路横堀です。すみませんちょっとそちらの情報についても、あわせてちょっとその方針というかですねそこも含めてちょっともう1回確認させていただきたいと思いますすみませんちょっと申し訳ありません。いいですソフトを期待してものではないので。
1:54:05	ついでにもう一つ申し上げますと、
1:54:13	ただそれ以上の市営で今言った新規制基準適合に関する、保安規定の変更申請等、あとは長期施設管理方針の策定に間、
1:54:25	かかわらず、保安規定の変更申請が多分、必要になってくると思うんですけども、それをまとめて、
1:54:35	日本で行うのか。
1:54:40	2本に分ける、2本に分けて、要するに長期施設管理方針の方をまず先につけてことだと思うんですけど、そういう順番で出されるかっていうことについても、多分、
1:54:50	戦略を立てる必要があるかと思いますので、ご検討いただければと思いますのでよろしくお願いします。
1:55:01	はい処理場の公立承知いたしましたそちらもですね、改めてちょっと検討整理をさせていただいて、またご説明をさせていただきたいと思います。
1:55:10	はい。よろしくお願いします。
1:55:14	土肥。
1:55:16	伊藤さんこんな感じでよろしいでしょうか。はい。規制庁井藤です。若干補足、同じ内容ではありますけれども補足だけということなんですけれど。
1:55:30	湯川にご確認いただきたいのはまず二つ目にお伝えした。
1:55:36	新規制基準適用に関する設工認、
1:55:40	等を庁施設保安、猪、保安規定の長期施設管理方針との関係でして、これ直近電話常陽の関係で、審査会合でも議論をしていた話でありまして、
1:55:57	実はでも同じように大澤さんと同じような話があるんですけども。
1:56:03	要は新規制基準に適合して、詳細設計まで認可を受けた状態Eの設備に対して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:16	その工事が実質発生しない場合も含めてですね。
1:56:20	新しい基準に適合した状態の詳細設計に対して、技術的、経年劣化の評価、
1:56:31	行われ、
1:56:35	長期設管理として何をやる必要があるのかわからないのかってことが策定されるのが、順序かなと。
1:56:43	思っています、そうでない場合に、どうなるかという、過去実用炉の例なんかで言いますと、
1:56:54	旧は、新規制基準において希望の施設の状態に対して一段技術評価を、
1:57:03	をしていただいて、
1:57:06	そういう内容に対する長期管理方針を定めて、保安規定の、
1:57:11	変更申請をし認可を受けている必要があると。で、新規制基準の設工認が終わった後に
1:57:23	新しい設備を、状態に対して、再度技術評価を行った上で、
1:57:35	変更認可申請をするっていうことでややこしいというかですね新井田山賀形になり、なるので、そういう意味では、
1:57:46	ある程度の時期までにしっかり設工認を取得した上で、その内容に対して技術評価をし、経年劣化のリスク評価をして、
1:58:00	長期施設管理方針を定めるための方でご申請をして期限までに原価を得ることが必要ではないかという話であります。ですので、一つはいつもいつ、
1:58:14	直接案管理方針を定めるための保安規定変更。
1:58:20	するつもりですかということと、それに先立ってちゃんと審査に必要な審査、或いは説明ですね。
1:58:30	必要な期間が確保をできるだけよ。
1:58:35	スケジュールを残した上で、設工認を終えられますかというのが関心事項ということです。
1:58:45	それによって、今ご提示いただいてスケジュールが本当にこれでいいのか或いはもっと組織を挙げてですね、前倒しで宇井尾藤をまずいのかってというのが、
1:58:57	あるんじゃないかと思っているところです。
1:59:05	はい、衛藤西條の小堀です。すいません実例をまわして、ありがとうございます。承知いたしました。ちょっとこれは市としてですね。
1:59:15	元県として、担当部署とも調整をしながらということになるかと思しますので、
1:59:22	そういったところも含めてですね、よく整理をして、またスケジュールの方はご説明させていただきたいというふうに思います。
1:59:31	はい。これは会合までに何か考えを聞けるということなのか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:37	或いはを作った時に開校で何らかの答えがあるということがどっちのイメージでい ればよろしいでしょう。
1:59:46	寒色ぐらいは事前に聞いて受けた方がいいかなと思ってるんですけども。
1:59:53	はい表彰状ヨコボリですけども。そうですね審査会合までに明確なところは ちょっと難しいかなというふうに思いますので、事前にある程度のところをご説明 をさせていただきますけども、会合で、
2:00:08	コメントいただくというかですねいただいた上で、再度少し時間をいただいて整理を してということになるかと思います。規制庁井戸です。承知いたしました。
2:00:21	あと送りシブヤからお伝えした2件についての、一応補足をさせていただきますと。
2:00:27	保安規定新規性基準の保安規定と一本でやるのかってなると、やっぱり教えがあ る話でもあるので、どっちが。
2:00:38	そのより期限を守れるのかとかですね、いろんな判断がアろうかと思うので、
2:00:43	ご検討いただければということだと、あとは一番最初に申し上げた、JRRⅢとの 関係ですけども。
2:00:53	試験不足の中で、その経年劣化評価の9条の2ですかね、の要求を見ると、やっ ぱり廃棄不足施設だけで、中長期施設管理方針を作るというのが、
2:01:07	想定されていない規定だというふうに考えてまして、ですので、炉施設とブランドセ ットであれば申請されるのは、あるべき姿ではないのかということで申し上げてる のというのは補足させていただきます。
2:01:27	はい西条横堀です。ありがとうございます承知いたしました。それとちょっと法令の ところも含めまして、調整をしたいと思います。また処理場としての、
2:01:39	設工認、あそこには申請対象ですね、公園適合性の部分も、不安規定改正として はそれなりのボリュームというかですね、これまでのものをまとめて一本で5案件 申請する場を考えてますので、
2:01:52	そことは
2:01:55	協議施設管理方針のところを切り離すということも当然あると思っておりますの で、そこも含めて処理場のボリューム感も含めてですね、整理をして、またご説明 させていただきたいと思います。
2:02:08	規制庁伊藤です承知いたしましたその際は
2:02:13	施設国の機関と長期設管理方針に関わる申請認可までの期間と、あと新規制基 準対応の保安規定。
2:02:24	スケジュールがどう繋がっていくのかっていうのも、あわせてご説明いただいた方 がわかりやすいと思いますが、それは審査会を踏まえてということかもしれません ので、
2:02:37	またご検討いただければと思います。あとは、JRRⅢとの関係はもし

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:45	いや切り分けられるんですけどっていう中に普通が立つんであれば、そういうことを検討いただくこともなくはないかもしれませんが、そこはよく正攻法で言うところなんですかねっていうのを検討いただければと思ってます。はい。以上です。
2:03:01	はい。処理場ヨコボリですありがとうございます承知いたしました。改めてしっかり検討して、
2:03:07	スケジュール調整していきたいと思います。
2:03:14	他に何かございますでしょうか。
2:03:17	はい。では、ないようですので、設工認のヒアリングを終了いたします。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。